

神戸市と株式会社チャーム・ケア・コーポレーションにおける障がいのある  
アーティストへの支援にかかる連携協力に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と株式会社チャーム・ケア・コーポレーション（以下「乙」という。）は、連携して障がいのあるアーティストへの支援に取り組み、誰もが参加できるインクルーシブな社会を実現するため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）障がいのあるアーティストへの支援・育成に関すること。
- （2）アートによる共生社会の実現に関すること。
- （3）その他目的達成のために必要な支援に関すること。

（実施条件の決定）

第2条 甲及び乙は、前条に掲げる事項に関する取り組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、支援の実施に関わる具体的な条件、方法等については、甲乙双方が必要に応じて協議し、決定する。

（協定の有効期間）

第3条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

- 2 協定の有効期間は、令和7年3月31日までとする。ただし、甲と乙による協議のうえ本協定の継続が決定した場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲及び乙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱を遵守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除できるものとする。

- 2 甲と乙のいずれかが、本協定の解除を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報を、相手方の承諾なく、本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

2 前項の定めは、本協定終了後もなお有効に存続するものとする。

(権利・義務の移転)

第6条 甲及び乙は、本協定上の地位又は本協定に基づき相手方に対して有する権利若しくは相手方に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更を行う。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙において押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

神戸市長 久元 喜造

大阪市北区中之島3丁目6番32号 ダイビル本館21階

乙 株式会社 チャーム・ケア・コーポレーション

代表取締役会長 兼 社長 下村 隆彦